

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年5月30日
【会社名】	株式会社帝国電機製作所
【英訳名】	TEIKOKU ELECTRIC MFG.CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮地 國雄
【本店の所在の場所】	兵庫県たつの市新宮町平野60番地
【電話番号】	0791-75-0411(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務本部長 中村 嘉治
【最寄りの連絡場所】	兵庫県たつの市新宮町平野60番地
【電話番号】	0791-75-0411(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務本部長 中村 嘉治
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 2,442,240,000円 オーバーアロットメントによる売出し 371,546,000円
	(注)1. 募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年5月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
	2. 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年5月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	960,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成26年5月30日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 上記発行数は、平成26年5月30日(金)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数610,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数350,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集(以下「一般募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
3. 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から140,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
4. 一般募集とは別に、平成26年5月30日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式140,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
5. 一般募集及び本件第三者割当増資とは別に、平成26年5月30日(金)開催の取締役会において、平成26年10月1日(水)付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議しております。この株式の分割は、平成26年9月30日(火)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割するものであります。
6. 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
7. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

一般募集については、平成26年6月9日(月)から平成26年6月12日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

### (1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当		-	-	-
その他の者に対する割当		-	-	-
一般募集	新株式発行	610,000株	1,551,840,000	775,920,000
	自己株式の処分	350,000株	890,400,000	-
計(総発行株式)		960,000株	2,442,240,000	775,920,000

- (注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年5月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2) 【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1. 2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 （注）1. 2.	未定 （注）1.	100株	自 平成26年 6月13日（金） 至 平成26年 6月16日（月） （注）3.	1株につき 発行価格と 同一の金額	平成26年6月19日（木） （注）3.

（注）1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成26年6月9日（月）から平成26年6月12日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、一般募集の資本組入額は一般募集の資本組入額の総額を一般募集における新株式発行に係る発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差し手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.teikokudenki.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成26年6月6日（金）から平成26年6月12日（木）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年6月9日（月）から平成26年6月12日（木）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年6月9日（月）の場合、申込期間は「自 平成26年6月10日（火） 至 平成26年6月11日（水）」、払込期日は「平成26年6月16日（月）」

発行価格等決定日が平成26年6月10日（火）の場合、申込期間は「自 平成26年6月11日（水） 至 平成26年6月12日（木）」、払込期日は「平成26年6月17日（火）」

発行価格等決定日が平成26年6月11日（水）の場合、申込期間は「自 平成26年6月12日（木） 至 平成26年6月13日（金）」、払込期日は「平成26年6月18日（水）」

発行価格等決定日が平成26年6月12日（木）の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。

6. 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年6月9日（月）の場合、受渡期日は「平成26年6月17日（火）」

発行価格等決定日が平成26年6月10日(火)の場合、受渡期日は「平成26年6月18日(水)」

発行価格等決定日が平成26年6月11日(水)の場合、受渡期日は「平成26年6月19日(木)」

発行価格等決定日が平成26年6月12日(木)の場合、受渡期日は「平成26年6月20日(金)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

### (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 龍野支店	兵庫県たつの市龍野町富永288番地の3号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	480,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	288,000株	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	192,000株	
計		960,000株	

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,442,240,000	18,000,000	2,424,240,000

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分に係る、それぞれの合計額であります。
2. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
3. 払込金額の総額（発行価額の総額の合計）は、平成26年5月23日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,424,240,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限354,160,000円と合わせ、手取概算額合計上限2,778,400,000円について、2,057,000,000円を平成28年4月までに当社本社工場の新工場建物の建設費用に、700,000,000円を平成28年6月までに当社本社工場のポンプ製品等の組立設備費用に、残額については平成27年2月までに当社本社工場の次期基幹システムに充当する予定であります。また、実際の支出予定時期までは安全性の高い金融商品等で運用していく予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画については、本有価証券届出書提出日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成26年3月31日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)帝国電機製作所	兵庫県 たつの市	ポンプ事業	新工場建物	2,057	-	自己株式処分資金及び増資資金	平成26年 6月	平成28年 3月	-
			ポンプ製品等の 組立設備	1,175	-	自己資金、自己 株式処分資金及 び増資資金	平成28年 4月	平成28年 5月	10台/日
			次期基幹システ ム	600	468	自己資金、自己 株式処分資金及 び増資資金	平成22年 1月	平成27年 1月	(注) 2

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. ポンプ事業の生産の効率化及び将来の増産に備えるものであります。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	140,000株	371,546,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集の主幹会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から140,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項

1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.teikokudenki.co.jp/>)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

## 2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3. 売出価額の総額は、平成26年5月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 平成26年 6月13日(金) 至 平成26年 6月16日(月) (注)1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	みずほ証券株式 会社及びその委 託販売先金融商 品取引業者の本 店並びに全国各 支店及び営業所		

(注)1. 売出価格及び申込期間は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

4. 株式の受渡期日は、平成26年6月20日(金)( )であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。



## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から140,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、140,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成26年5月30日（金）開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式140,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成26年6月26日（木）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1．

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年6月23日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2．）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に達しない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）1．本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- |                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数       | 当社普通株式 140,000株   |
| (2) 払込金額の決定方法        | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。   |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先              | みずほ証券株式会社   |
| (5) 申込期間（申込期日）       | 平成26年6月25日（水）   |
| (6) 払込期日             | 平成26年6月26日（木）   |
| (7) 申込株数単位           | 100株  |

#### 2．シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年6月9日（月）の場合、「平成26年6月12日（木）から平成26年6月23日（月）までの間」

発行価格等決定日が平成26年6月10日（火）の場合、「平成26年6月13日（金）から平成26年6月23日（月）までの間」

発行価格等決定日が平成26年6月11日（水）の場合、「平成26年6月14日（土）から平成26年6月23日（月）までの間」

発行価格等決定日が平成26年6月12日(木)の場合、「平成26年6月17日(火)から平成26年6月23日(月)までの間」となります。

## 2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である三菱電機株式会社は、みずほ証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集及び本件第三者割当増資並びに株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社の社章  を記載いたします。



- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.teikokudenki.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

募集又は売出しの公表後における空売りについて

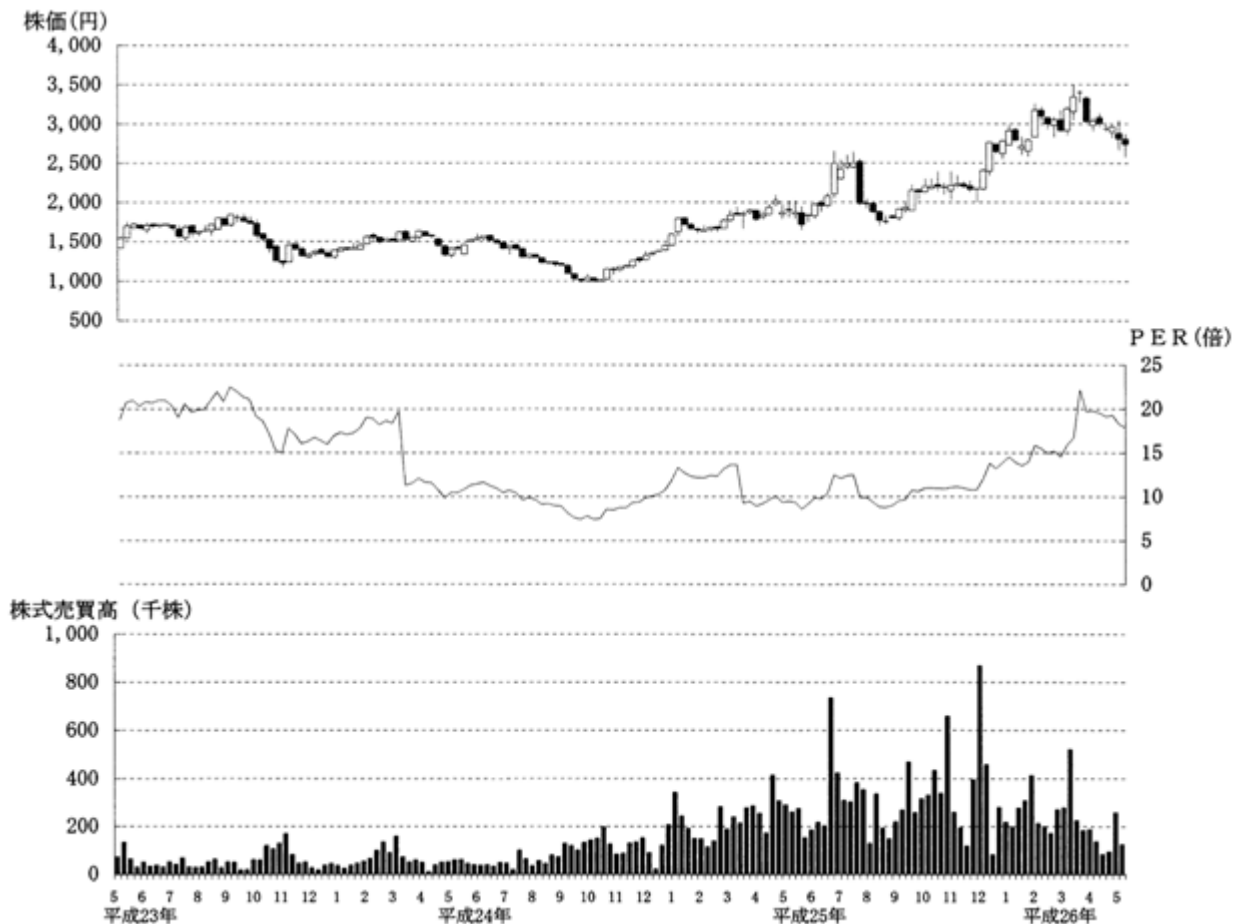
- (1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（ 1 ））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（ 2 ）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（ 2 ）に係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
  - 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年5月31日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年6月9日から平成26年6月12日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
  - 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
    - ・先物取引
    - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
    - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
  - 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

### 1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成23年5月30日から平成26年5月23日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1. ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
2. P E R の算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成23年5月30日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年4月1日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成26年4月1日から平成26年5月23日については、平成26年5月9日に公表した平成26年3月期の未監査の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年11月30日から平成26年5月23日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等の保有割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	平成25年12月13日	平成25年12月19日	変更報告書 (注)1.	134,000	1.42
日興アセットマネジメント株式会社				426,600	4.51
三井住友信託銀行株式会社	平成25年12月31日	平成26年1月9日	変更報告書 (注)1.	132,000	1.40
日興アセットマネジメント株式会社				283,500	3.00
みずほ信託銀行株式会社	平成25年12月31日	平成26年1月10日	大量保有報告書 (注)2.	359,300	3.80
みずほ投信投資顧問株式会社				187,000	1.98
三井住友信託銀行株式会社	平成26年1月31日	平成26年2月6日	大量保有報告書 (注)1.	131,600	1.39
日興アセットマネジメント株式会社				392,300	4.15
インベスコ投信投資顧問株式会社	平成26年2月14日	平成26年2月20日	大量保有報告書	606,500	6.42
みずほ信託銀行株式会社	平成26年3月14日	平成26年3月24日	変更報告書 (注)3.	251,700	2.66
みずほ証券株式会社				13,900	0.15
みずほ投信投資顧問株式会社				170,500	1.80
みずほ証券株式会社	平成26年3月31日	平成26年4月7日	大量保有報告書 (注)3.	13,600	0.14
みずほ信託銀行株式会社				240,000	2.54
みずほ投信投資顧問株式会社				260,300	2.75
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	平成26年4月15日	平成26年4月21日	変更報告書	641,800	6.79
みずほ証券株式会社	平成26年4月30日	平成26年5月9日	変更報告書 (注)3.	31,200	0.33
みずほ信託銀行株式会社				140,100	1.48
みずほ投信投資顧問株式会社				260,800	2.76

(注)1. 三井住友信託銀行株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社は共同保有者とされております。

2. みずほ信託銀行株式会社及びみずほ投信投資顧問株式会社は共同保有者とされております。

3. みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほ投信投資顧問株式会社は共同保有者とされております。

4. 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第109期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月28日近畿財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第110期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月9日近畿財務局長に提出

事業年度 第110期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月11日近畿財務局長に提出

事業年度 第110期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）平成26年2月10日近畿財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年5月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月1日に近畿財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年5月30日）までの間において変更及び追加が生じております。以下の内容は、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、\_\_\_\_\_ 罫を付しています。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載された事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成26年5月30日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### [ 事業等のリスク ]

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年5月30日）現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 事業環境の変動について

当社グループは、ケミカル用モータポンプ及びケミカル以外用モータポンプを主な製品とするポンプ事業を中心に事業活動を展開しており、連結売上高に占めるポンプ事業の売上高比率は、平成26年3月期連結会計年度は85.0%となっております。当該事業における主要な取引先は、石油化学業界、半導体関連業界及び電力業界等であります。従って、これらの業界における設備投資動向が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 為替相場の変動について

当社グループには、在外子会社9社の資産及び負債があります。また、当社においても外貨建資産及び負債があります。従って、為替相場の変動によっては、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループの連結売上高に占める海外売上高比率は、平成26年3月期連結会計年度は63.9%となっております。従って、為替相場の変動によっては、海外市場における製品競争力及び採算性に影響があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 海外事業について

当社グループでは、ポンプ事業において中国及び米国で生産及び販売を行っております。また、台湾、シンガポール、ドイツ及び韓国においても、当社グループの製品を販売しております。従って、これらの国における政治・経済情勢の変化によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制について

ポンプ事業を国内で展開するには、用途が圧縮ガス、液化ガス、政令で指定するガス等、一定の圧力以上の高圧ガスを取扱うポンプの製造・試験に際して「高圧ガス保安法」が適用されるため、当社では、「高圧ガス設備試験製造認定事業所」の経済産業大臣の認定を取得し対応しております。

また、同様にポンプ事業を展開する際に、国内でキャンドモータポンプの設置場所が爆発性ガス及び粉塵の発生等危険な場所の場合には、「労働安全衛生法」が適用されるため、当社では、標準シリーズのキャンドモータポンプ用のモータについては、全て厚生労働省の「防爆構造電気機械器具」の型式検定を受け対応しております。

さらに、国外においても欧州地域・ロシア・韓国等へキャンドモータポンプを販売するには法的規制があり、当社では必要な機種については各地域や国の防爆認定機関による検定を順次受け対応しております。従って、これらの法的規制の変更が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 災害発生の影響について

当社グループは、国内及び海外に生産拠点を有しており、これらの地域において大きな災害が発生した場合は、事業活動の停止、生産設備やたな卸資産等の損壊等により、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社帝国電機製作所 本店  
(兵庫県たつの市新宮町平野60番地)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

該当事項はありません。